

○ 自衛隊法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（裁決の効力発生） 第八十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公示の方法による送達は、防衛大臣が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を防衛省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を防衛省の掲示場に掲示し、又はその旨を防衛省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。</p> <p>4（略）</p>	<p>（裁決の効力発生） 第八十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公示の方法による送達は、防衛大臣が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を防衛省の掲示場に掲示してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。</p> <p>4（略）</p>